

議第 141 号

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例について

下呂市飛騨川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市飛騨川温泉しみずの湯の利用料の一部を料金改定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市飛驒川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例

下呂市飛驒川温泉しみずの湯条例（平成17年下呂市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前						
別表第2（第10条関係）					別表第2（第10条関係）						
施設区分	使用の区分	単位	利用料金		摘要	施設区分	使用の区分	単位	利用料金		摘要
			上限	下限					上限	下限	
温泉浴施設の部（略）					温泉浴施設の部（略）						
温泉浴施設 + 温泉運動浴 施設	大人	1回券の項～回数券の項（略）			中学生以上	温泉浴施設 + 温泉運動浴 施設	大人	1回券の項～回数券の項（略）			中学生以上
		月券	7,200円	2,400円				半年券の項～年間券の項（略）			
		半年券の項～年間券の項（略）									
	小人	1回券の項～回数券の項（略）			小学生（小人未満の者は無料とする）		小人	1回券の項～回数券の項（略）			小学生（小人未満の者は無料とする）
		月券	4,200円	900円				半年券の項～年間券の項（略）			
		半年券の項～年間券の項（略）									
法人	法人券(年間券で1口)	10,000円	2,000円	法人券は、 1口で1人 利用でき1 回券に限り 2分の1の 額	グループ浴施設の部（略）						
グループ浴施設の部（略）					グループ浴施設の部（略）						

附 則

この条例は令和3年1月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市飛驒川温泉しみずの湯条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

下呂市飛驒川温泉しみずの湯の利用料の一部を料金改定するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 施設を利用しやすい料金を設定するために、法人向け年間券と個人向け月券の料金を追加するものです。

(別表第2関係)

(2) この条例は、令和3年1月1日から施行します。

(附則関係)

